



1 保育利用の条件・保育施設の種類

保護者の就労や病気等、保育の必要な事由に該当する場合、保育所や認定こども園等の保育利用の申込ができます。

◆◆保育の必要な事由◆◆

保育利用するためには北上市に住所があり、父母ともに（両親と別居している場合には児童を保育している方）以下の事由のいずれかに該当することが必要です。

- ① 月60時間以上の就労
- ② 妊娠・出産 ※「妊娠」から「出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで」
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居または長期入院等している親族を常時介護・看護している
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（活動のため外出を常態とする） ※利用可能期間は90日
- ⑦ 月60時間以上の就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ※就学している期間
- ⑧ その他、上記に類する状態として市が認める場合

※ 同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります

◆◆保育施設の種類◆◆

種類	概要	対象年齢
保育所	就労等のために家庭で保育できない保護者に代わって子どもを保育する施設	小学校就学前まで
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を一体化した施設	小学校就学前まで ※満3歳以上で教育利用の場合、保護者の就労状況等に関係なく利用可能
小規模保育事業所	定員6～19人の保育を行う「小さな保育所」として市が認可した施設	3歳未満児 ※満3歳に達する年度末まで

2 申込から利用までの流れ

※11/1（日）までに北上市 HP にて受入数公表

右記QRコードからご覧ください



（１）令和９年４月からの利用申込

①保育所等利用申込

＜私立認定こども園を第１希望として申込をする場合＞

令和８年１１月２日（月）及び４日（水）～７日（土） 各認定こども園へ

＜保育所・小規模保育事業所を第１希望として申込をする場合＞

・受付期間 令和８年１１月２日（月）～１１月７日（土）

・受付場所 北上市保健・子育て支援複合施設hoKko 新穀町一丁目４番１号

２日（月）、４日（水）～６日（金） ８：３０～１７：１５ ２Ｆ ほっこオフィス

３日（火）

１３：００～１８：００ １Ｆ けんしんホール１、２

７日（土）

１０：００～１５：００ １Ｆ けんしんホール１、２

※受付の際、家庭で保育ができない状況等を確認します。後日担当者が、電話などで問い合わせすることがあります。



②利用調整（１２月上旬）

希望する保育所等、保護者や家庭の状況等により、利用できる保育施設を市が調整します。申込先着順ではありませんので、ご注意ください。

内定

保留

③内定連絡（１２月上旬から中旬）

保育所等利用内定通知書を送付します。

③利用保留（１２月上旬から中旬）

保育所等利用調整結果通知書（利用不可）を送付します。

④面接（注）（１２月中旬～）

内定した施設で面接を受けていただきます。
面接日程表を確認の上、お子様と一緒に受付時間内に直接施設へお越しください。

④空き待ち

●利用申込書に「空き待ちをする」と記入している方は、希望の施設に欠員が出た場合、利用調整の対象となります。

※申込の有効期間は令和９年度末まで

●希望施設の変更など、申込内容の変更がある場合は速やかにご連絡ください。

●翌年度も保育利用を希望する場合は、改めて申込が必要です。

⑤利用決定（３月頃）

面接等で問題がない場合は、利用決定となります。保育所等利用承認通知書を送付します。
※利用者負担額等は、決定次第通知します。

※①内の受付期間以降の申込は、令和９年１月頃に２次調整、令和９年３月に３次調整を実施する予定です。利用調整後の流れは上記の③以降と同様となります。



(2) 令和9年5月以降の利用申込

①保育所等利用申込

- 申込期限 利用希望月の前月15日閉庁時間（火曜日は18：30、火曜日以外は17：15）まで
※15日が閉庁日の場合は前閉庁日
- 申込場所 子育て支援課（北上市保健・子育て支援複合施設hoKko2階 ほっこオフィス）
※受付の際、家庭で保育ができない状況等を確認します。



②利用調整（毎月16～18日頃）

希望する保育所等、保護者や家庭の状況等により、利用できる保育施設を市が調整します。

内定

保留

③内定連絡

利用内定した方に、子育て支援課から電話連絡します。

③利用保留

保育所等利用不承認通知書を送付します。



④面接（注）・入所説明

内定した施設に電話連絡をしていただき、日程調整の上、面接と利用の説明を受けていただきます。

空き待ち

- 利用申込書に「空き待ちをする」と記入している方は、希望の施設に欠員が出た場合、利用調整の対象となります。
- ※申込書の有効期間は令和9年度末まで
- 希望施設の変更など、申込内容の変更がある場合は速やかにご連絡ください。
- 翌年度も保育利用を希望する場合は、改めて申込が必要です。



⑤利用決定

面接等で問題がない場合は、利用決定となります。保育所等利用承認通知書・利用者負担額決定通知書を送付します。

(注) 面接について

保育利用内定後に面接を行います。4月からの利用希望の方については、12月上旬から中旬頃に内定の通知と面接日程表を送付しますので確認の上、保育利用希望児童と一緒に施設へお越しください。転園を希望される場合も、新しい施設で面接を行います。

年度途中の利用を希望する方は、内定した施設と日程調整の上、面接を行います。

申込書類は受付期間内に必ず提出してください。

なお、保育の必要性が高い方を優先することとなりますので、上位希望の施設が利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。

3 必要書類

必要な書類が未提出の場合は、手続きが完了せず利用調整の対象とならない可能性がありますので、必ず提出してください。

(1) 子どものための教育・保育給付認定申請書及び保育所等利用申込書（各児童ごと）

(2) 「保育を必要とする事由」を確認する書類

	保護者の状況	提出書類	証 明 者	提出を要する人
就労の場合	お勤めの方（※1）	就 労 証 明 書（※2）	雇 用 主	
	自 営 ・ 農 業 の 方	就 労 状 況 申 告 書		
	内 職 の 方	就労状況申告書又は 就 労 証 明 書		
疾病等の場合	疾 病 の 方	診 断 書	医 師	父、母
	心 身 障 が い 者	身体障害者手帳等(写)		
	病 人 の 介 護 等	介 護 申 告 書		
	就学の方（※3）	就学していることが 確認できる書類(写)	学 校 等 の 長	
	出 産 の 前 後	母子健康手帳(写)		母

※1 新たに入所する児童に係る育児休業期間中にある場合は、入所日から45日以内に職場復帰する必要があります。

※2 発行から3か月以内のもの。

※3 職業訓練校等における職業訓練の場合は、各月の訓練時間が確認できるカリキュラム等も必要になります。

(3) マイナンバーの確認に必要な書類（申請する保護者本人分のみ）

マイナンバー（個人番号）の確認のために、マイナンバーカード等の提示が必要になります。詳細は別紙「マイナンバー（個人番号）の利用について」をご確認ください。

(4) 利用者負担額（保育料）等の算定に必要な書類（必要な方のみ）

次の表の左欄に該当する方は、マイナンバーの記載または右欄の書類を提出してください。ただし、下線部については、マイナンバーの記載に関わらず写しの提出が必要です。

世帯の状況	提出書類
同一世帯に障がいのある方がいる場合	該当者に交付されている次のいずれかの書類の写し ・身体障害者手帳 ・ <u>療育手帳</u> ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当証書 ・ <u>障害年金の年金証書</u>
生活保護を受給している場合	・生活保護受給証明書（写し可）
令和8年1月2日以降に北上市に転入した場合	・課税証明書（又は納税通知書） ※令和8年1月1日の住所地が北上市外→令和8年度分 令和9年1月1日の住所地が北上市外→令和9年度分

4 申込時の注意

(1) 心身に障がいのある児童の保育利用について

集団保育が可能な場合は、様々な保育上の配慮をしながら集団の中で保育を行っています。
心身に何らかの障がいがある児童について利用申込をする方は、申込時にご相談ください。
※専門医、専門機関の意見を添付できる場合は、その意見書を添付してください。

(2) 利用申込をした後の申込内容の変更について

住所や連絡先、家族構成や保護者の就労状況など、申込内容に変更が生じた場合や、申込を取下げの場合は速やかに連絡してください。申込の内容が事実と異なっている場合は、利用決定を取消することがあります。

(3) 利用調整の結果について

利用申込後、希望施設及び各世帯の状況により、利用できる保育施設を市が調整します。
申込時点では結果はわかりませんので、ご注意ください。また、希望施設の申込状況によっては、利用保留となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 北上市以外の施設を希望する場合

北上市と利用希望施設が所在する市区町村の間で協議を行います。あらかじめ相手先市区町村の募集時期（申込締切日）を確認の上、余裕をもって申込してください。なお、利用調整の時期が異なるため、結果の通知が遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

(5) 利用施設の変更（転園）を希望する場合

転園先施設の利用が内定した時点で、現在利用中の施設において別児童の利用調整が完了しているため、転園の取り消しはできません。

5 保育利用について

(1) 教育・保育給付認定

子ども・子育て支援法において、保育所等の保育利用を希望される場合、市に教育・保育給付認定申請書を提出し、保育の必要性の認定を受けることとされています。認定を受けた方には支給認定証を交付し、保育必要量によって利用可能時間や利用者負担額が決まります。

年齢	保育の必要性	認定区分		利用先	保育必要量（利用可能時間）
満3歳以上	教育を希望する場合 「保育に必要な事由」の有無に関わらず、幼稚園で教育を受けることが可能です	1号認定	教育認定	幼稚園 認定こども園	教育標準時間 1日4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間
	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等の保育利用を希望する場合	2号認定	保育認定	保育所 認定こども園	保育標準時間（最大11時間） 保育短時間（最大8時間）
満3歳未満		3号認定	保育認定	保育所 認定こども園 小規模保育事業所等 ※満3歳に達した後も年度末まで利用できます	保育標準時間（最大11時間） 保育短時間（最大8時間）

（２）利用時間

保育必要量によって、利用可能な時間が決定します。保育利用の場合は、保育標準時間（最大１１時間）、保育短時間（最大８時間）の２種類あります。保育必要量を決定する主な例は次のとおりです。

◆◆保育必要量の認定例◆◆

保育必要量 (利用可能時間)	認定例
保育標準時間 (最大１１時間)	・ 父母のいずれもフルタイムで就労する場合 ・ 父が就労し、母が妊娠・出産により、子どもの保育が困難な場合 ・ ひとり親世帯で、保護者がフルタイムで就労する場合
保育短時間 (最大８時間)	・ 父母のいずれか一方又は双方がパートタイムで就労する場合 ・ 父母の１人が就労し、１人が求職活動中により、子どもの保育が困難な場合 ・ ひとり親世帯で、保護者がパートタイムで就労する場合

※延長保育を利用する場合は上記時間以上の利用が可能（別途、延長保育料がかかります）

（３）利用者負担額（保育料）

○算定方法

利用者負担額（保育料）は教育・保育給付認定区分、保育必要量、世帯の市民税額により決定します。また、４～８月分は令和８年度市民税額、９～３月分は令和９年度市民税額により利用者負担額を決定するため、９月以降に金額が変更になる場合があります。なお、北上市内の認可保育施設であれば、施設によって利用者負担額が変わることはありません。

修正申告等で市民税額の修正があった場合は利用者負担額が変更になることがありますので、速やかに子育て支援課に申し出てください。

※別途、家計の主宰者について確認を行う場合があります。

○対象児童

０歳児から２歳児までの児童（市民税非課税世帯を除く）は、利用者負担額を徴収します。

利用者負担額は１か月単位になっていますので、月の途中で退所しても日割り計算はありません。月単位の延長保育料も同様です。

また、月途中で市外に転出した場合は、転出先の自治体の基準によって利用者負担額が変わります。転出が決定した場合、速やかに利用施設または子育て支援課に申し出てください。

○納入方法

保育所（市外公立保育所を除く）の利用者負担額徴収は北上市が行います。納入方法は原則として口座振替となり、口座振替申込書にてお手続きしていただきます。口座振替日は毎月２８日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）です。納付書払いの方へは毎月２０日頃に納入通知書を発行します。支払期限は毎月月末（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）となります。

その他の施設の利用者負担額徴収は各事業者にて行います。詳しくは各施設にお問合せください。

（４）無償化について

○対象児童

令和元年10月1日から保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもの利用者負担額（副食費を除く）が無償化されました。無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

0歳児から2歳児までの子どもについては、市民税非課税世帯及び第2子以降を対象として無償化されます。

○3歳以上児の利用料

食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、次の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

- ・市民税所得割額 57,700円未満のすべて
- ・市民税所得割額 57,700円～169,000円未満の生計同一の第3子以降
- ・市民税所得割額 169,000円以上の就学前の第3子以降

※ひとり親世帯等の場合

- ・市民税所得割額 77,101円未満のひとり親世帯等のすべて
- ・市民税所得割額 77,101円～169,000円未満のひとり親世帯等の生計同一の第2子以降

※利用者負担額（保育料）一覧表を北上市HPに掲載しております。

右記QRコードからご覧ください。



（５）利用期間

教育・保育給付認定有効期間が保育所等を利用できる期間となります。（ただし、満3歳未満児にかかる3号の教育・保育給付認定は、最長でも満3歳の誕生日の前々日までとなります。満3歳の誕生日前日までに2号認定に変更した支給認定証を交付します。）教育・保育給付認定有効期間は保護者の就労状況等で決定します。就労状況等が変更した場合、再度教育・保育給付認定申請書を提出していただくことがあります。詳しくは子育て支援課または利用施設にご相談ください。また、毎年家庭状況について、現況の確認をさせていただきます。

※父母のいずれか一方又は双方が就労予定者（求職活動中）である場合は、保育利用期間は90日程度、出産のため利用する場合は、「妊娠」から「出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで」となります。

（６）ならし保育

保育利用開始後、ならし保育の期間を設ける場合があります。詳しくは各施設にお問合せください。

（７）変更届

保育利用開始後、家庭状況、住所、氏名等の変更があった場合は、手続きが必要です。また、勤務先や就労状況の変更、税額の修正等があった場合は、就労証明書等変更内容が確認できる書類が必要となる場合がありますので、詳しくは子育て支援課にお問合せください。

（８）長期欠席について

利用児童が１ヶ月以上欠席するときは、利用施設への申し出が必要です。その場合も、利用者負担額がかかります。ただし、児童が入院や自宅療養により保育利用できない場合は最大で連続する２ヶ月まで減免の対象となる場合がありますので子育て支援課へご相談ください。

（９）利用施設の変更（転園希望）

保育利用している施設の変更を希望する場合は、新たに保育利用の申込をしてください。定員に余裕がない等の理由で利用できない場合もありますのでご注意ください。

（１０）保育利用の解除

保育利用の期間中に、保育の必要性の事由に該当しなくなった等の理由により保育利用を解除することがあります。また、都合により保育利用を中止したい方は、速やかに子育て支援課または利用施設に申し出て、手続きをしてください。

保護者が保育施設の利用にあたってルールを守れない場合や、申込書等で届出した内容が事実と異なる場合には、保育利用を解除することがあります。

６ 申請書類の取扱いについて（申請書の留意事項）

（１）申請をした時点で、北上市が子ども・子育て支援法第20条及び北上市行政手続における個人番号の利用等条例第4条に基づき事務手続を処理するために限って、父母及び生計を一にする祖父母等の直系親族の令和8年度及び令和9年度における地方税関係情報について取得することに同意したものとみなします。

（２）北上市は、子どものための教育・保育給付等の認定に必要な北上市の保有する情報（市町村民税、住民基本台帳の世帯情報、生活保護適用状況等）を閲覧し、その情報に基づき、決定した利用者負担額または副食費の徴収免除の情報について、特定教育・保育施設等に対して提示します。

（３）特定教育・保育施設等が安全な保育を提供するために、児童の健康状況や心身の状況等、北上市が保有する情報を施設へ提示することがあります。

（４）保育が必要な事由を認定した方には、原則として30日以内に支給認定証を交付します。ただし、4月入園の場合は、利用決定時に合わせて交付します。

※申込書類、添付書類様式は北上市HPからダウンロードできます。
右記QRコードからご覧ください。

